



法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレター会員の皆様にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



交通事故にあった場合に気を付けるべき5つのポイント



いきなり起こってしまうことが多い交通事故，その場合に必ず押さえて欲しいポイントについてまとめました。

(1) すぐに現場で示談をしないこと

加害者によっては、すぐに現場での示談を求めてくる人もいます。しかし、事故現場で示談した場合、後で損害が発生しても何も言えなくなってしまうこともあります。相手の免許証等で住所・氏名・連絡先を現場では確認しましょう。併せて、警察・保険会社に連絡をしましょう。

(2) 適切な治療を受けること

怪我が治っていないにもかかわらず、面倒、忙しい等の理由で病院に通わない方がいます。しかし、適切な治療を受けないと怪我也治らないし、また、保険金を受け取る際も通院日数・通院期間が慰謝料の基準となることが多いです。適切な治療を受けるようにしましょう。

(3) 重大事故の場合には弁護士に相談すること

後遺障害を負うような重大な事案の場合、被害者本人が請求する場合と弁護士が訴訟を起こす場合で、保険会社は異なる金額を提示してきます。場合によっては2倍以上の差が生じることもあります。後遺障害を負うような重大な事案の場合には、裁判をするかどうかは別として一度弁護士に相談した方がいいでしょう。

(4) 損害額についての証拠を準備しておくこと

損害額についての証拠をとっておかないと後で保険会社に請求しても認められないことがあります。病院の領収書や休業をしたことがわかる会社の証明書、給与明細や源泉徴収票等損害額を決めるために必要な書類は全て証拠をとっておきましょう。

(5) 事故の状況を正しく警察官に伝えること

事故の状況については、争いになった場合、警察が作成する事故状況についての資料(物件事故報告書・実況見分調書)や、主張をまとめた供述調書によって判断されることが多いです。警察の作成した書類が事実と異なる場合、きちんと警察官にその旨を告げるようにしましょう。

当事務所の交通事故HPにも交通事故についての情報があります。ご参考にいただければと思います。

(千葉・交通事故被害相談センターHP <http://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/>)

お問合せ **弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 info@yotsubasougou.com <http://www.yotsubasougou.jp/>

〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談